

区有施設の使用料に関する基本的な考え方の改定について

1 目的

「区有施設の使用料に関する基本的な考え方」（以下、「基本的な考え方」）では、小人料金の対象の原則を中学生以下としているが、一部施設では高校生以下を対象とするなど、施設間で差がみられる。また、近年、児童手当や子ども医療費の無償化などの子育て支援施策における支援対象を高校生まで広げる例が見られる。

このため、子育てにかかる経済的負担も踏まえ、区有施設における小人料金区分の対象を変更し、料金区分の統一を図る。

2 基本的な考え方の改定内容（詳細は別紙 1 参照）

○施設使用料の設定（使用料の割増、割引の取扱い）における大人・小人の料金区分の改定

基本的な考え方 2（4）ウにおいて、小人の料金区分の対象を、原則として「小学校の児童並びに中学校及び中等教育学校（前期）の生徒」と規定しているが、高校生等相当年齢※まで対象を広げる。

※ 18 歳到達後の最初の 3 月 31 日まで

3 料金区分の改定予定施設一覧（詳細は別紙 2 参照）

4 その他（詳細は別紙 1 参照）

必要な見直し（施設名称の修正等）を実施

5 今後の予定

令和 8 年 4 月 各施設新料金での運用開始

区有施設の使用料に関する基本的な考え方 新旧対照表

改 正 案		現 行	
1. 施設使用料に関する基本的な考え方 (1) (略) (2) 対象範囲 ア 対象となる施設使用料 以下のとおり、地方自治法第 225 条に基づき区（行政委員会を含む。）が徴収する使用料を対象とする。		1. 施設使用料に関する基本的な考え方 (1) (略) (2) 対象範囲 ア 対象となる施設使用料 以下のとおり、地方自治法第 225 条に基づき区（行政委員会を含む。）が徴収する使用料を対象とする。	
I	集会室・会議室 （例）区民館、生涯学習センター、社会教育館、老人福祉館など	I	集会室・会議室 （例）区民館、生涯学習センター、社会教育館、老人福祉館など
	II		II
II	体育・健康増進施設 （例）リバーサイドスポーツセンター、清島温水プール、健康増進センターなど	II	体育・健康増進施設 （例）リバーサイドスポーツセンター、清島温水プール、健康増進センターなど
	III		III
III	文化・産業施設 （例） <u>したまちミュージアム</u> 、区民会館、浅草公会堂など	III	文化・産業施設 （例） <u>下町風俗資料館</u> 、区民会館、浅草公会堂など
	IV		IV
IV	土木・交通関連施設 （例）自動車駐車場、自転車駐車場など	IV	土木・交通関連施設 （例）自動車駐車場、自転車駐車場、 <u>レンタサイクル</u> など
	V		V
V	校外施設 （例）霧ヶ峰学園	V	校外施設 （例） <u>あわ野山荘</u> 、霧ヶ峰学園
	イ 対象外とするもの 以下のものについては、別途、明確な算定根拠が定められていることから対象外とする。		イ 対象外とするもの 以下のものについては、別途、明確な算定根拠が定められていることから対象外とする。

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="193 255 268 405">I</td> <td data-bbox="268 255 794 405">法令等により統一的な基準が定められているもの (公営住宅法等)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="193 405 268 501"></td> <td data-bbox="268 405 794 501">(例)「<u>高齢者住宅</u>」に係る使用料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="193 501 268 741">II</td> <td data-bbox="268 501 794 741">「東京都台東区行政財産使用料条例」によるもの (行政財産の目的外使用許可における使用料) (例) 銀行の ATM など</td> </tr> </table>	I	法令等により統一的な基準が定められているもの (公営住宅法等)		(例)「 <u>高齢者住宅</u> 」に係る使用料	II	「東京都台東区行政財産使用料条例」によるもの (行政財産の目的外使用許可における使用料) (例) 銀行の ATM など	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="794 255 869 405">I</td> <td data-bbox="869 255 1388 405">法令等により統一的な基準が定められているもの (公営住宅法等)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="794 405 869 555"></td> <td data-bbox="869 405 1388 555">(例)「<u>区民住宅・台東区特定優良賃貸住宅</u>」に係る使用料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="794 555 869 741">II</td> <td data-bbox="869 555 1388 741">「東京都台東区行政財産使用料条例」によるもの (行政財産の目的外使用許可における使用料) (例) <u>公衆電話</u>、銀行の ATM など</td> </tr> </table>	I	法令等により統一的な基準が定められているもの (公営住宅法等)		(例)「 <u>区民住宅・台東区特定優良賃貸住宅</u> 」に係る使用料	II	「東京都台東区行政財産使用料条例」によるもの (行政財産の目的外使用許可における使用料) (例) <u>公衆電話</u> 、銀行の ATM など
I	法令等により統一的な基準が定められているもの (公営住宅法等)												
	(例)「 <u>高齢者住宅</u> 」に係る使用料												
II	「東京都台東区行政財産使用料条例」によるもの (行政財産の目的外使用許可における使用料) (例) 銀行の ATM など												
I	法令等により統一的な基準が定められているもの (公営住宅法等)												
	(例)「 <u>区民住宅・台東区特定優良賃貸住宅</u> 」に係る使用料												
II	「東京都台東区行政財産使用料条例」によるもの (行政財産の目的外使用許可における使用料) (例) <u>公衆電話</u> 、銀行の ATM など												
<p>(3) 及び (4) (略)</p> <p>2. 施設使用料の設定</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 使用料の割増、割引の取扱い (略)</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ 大人・小人の料金区分</p> <p>大人料金と小人(子ども)料金とを区分して使用料を設定することができる。その場合、小人の施設使用料は、原則、大人の2分の1の額とする。</p> <p>小人の料金区分の対象は、<u>高校生等相当年齢*まで</u>とし、学齢に達しない乳幼児が利用するときは、原則、無料とする。</p> <p>その他、小学生、中学生、高校生、大学生など、別の区分を設けて使用料を設定することを可とする。その場合には各区分を設定した理由及び金額の根拠を明確にする。</p> <p><u>※18歳到達後の最初の3月31日まで</u></p>	<p>(3) 及び (4) (略)</p> <p>2. 施設使用料の設定</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 使用料の割増、割引の取扱い (略)</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ 大人・小人の料金区分</p> <p>大人料金と小人(子ども)料金とを区分して使用料を設定することができる。その場合、小人の施設使用料は、原則、大人の2分の1の額とする。</p> <p>小人の料金区分の対象は、<u>小学校の児童並びに中学校及び中等教育学校(前期)の生徒</u>とし、学齢に達しない乳幼児が利用するときは、原則、無料とする。</p> <p>その他、小学生、中学生、高校生、大学生など、別の区分を設けて使用料を設定することを可とする。その場合には各区分を設定した理由及び金額の根拠を明確にする。</p>												

付 則

この基本的な考え方は、令和8年4月1日から施行する。

料金区分の改定予定施設一覧

施設名等		現行	改定案
台東リバーサイドスポーツセンター（使用料）	水泳場（大プール）	中学生以下（100円）	高校生以下（100円）
	一般開放（個人利用）	中学生以下（100円）	高校生以下（100円）
		区内在住・在学小中学生（無料）	区内在住・在学小中高生（無料）
清島温水プール（利用料）		中学生以下（200円）	高校生以下（200円）
柳北スポーツプラザプール（使用料）		中学生以下（100円）	高校生以下（100円）
東京都立浅草高等学校温水プール（雑入）		14歳以下（100円）	高校生以下（100円）
少年自然の家「霧ヶ峰学園」（利用料）	宿泊使用料（1泊）	中学生以下（500円）	高校生以下（500円）
	休憩料	中学生以下（50円）	高校生以下（50円）

注) 高校生とは高校生等相当年齢（18歳到達後の最初の3月31日）までのこと